

◆イラン・イラクなどに渡航歴のある方は ビザがないと米国に入国できなくなりました◆

2016年1月21日、米国は2015年ビザ免除プログラムの改定及びテロリスト渡航防止法の施行を開始しました。米国の税関・国境取締局（U.S Customs and Boarder Protection）は、毎日百万人を超える旅行者を米国に受け入れ、安全に対する厳しい基準を保ちつつ国境警備にあたり、旅行者の正当な渡航を促進することに全力を注いでいます。この法により、下記該当国7か国に2011年3月1日以降、渡航歴のある方はビザ免除プログラム(ESTA)を利用して渡米することはできません。米国内でのトランジットの場合にも必要です。

イラン



イラク



スーダン



シリア



リビア



ソマリア



イエメン



該当国に2011年3月1日以降、渡航した方は、米国大使館/領事館に対して、米国B1/B2ビザを申請し、許可を得なければ渡米することができません。申請に際し必要な書類も多く、テロリストに関係していないことを立証する資料の作成が必要です。ぜひ、米国ビザの申請経験が豊富な、行政書士法人IMSまでご相談ください。



行政書士法人IMS

〒105-0003 東京都港区西新橋2-39-3 SVAX西新橋ビル8階

TEL 03 (5402) 6191 FAX 03 (5402) 6192

<http://attorney-office.com/>